

一般社団法人対話工房 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人対話工房と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県名取市に置く。

2 この法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、社会的問題を抱える地域住民を主たる対象として文化芸術によるコミュニケーションと表現によるコミュニティ内および地域内外の住民相互の対話と表現の場の再生と創出を目的とし、次の事業を行う。

- (1)大規模災害や紛争等による被災地での住民間コミュニケーション活性化の為の支援活動および提言
- (2)アートプロジェクトの企画・運営・コーディネート
- (3)文化芸術とコミュニティと地域に関する事例の研究・調査・記録
- (4)芸術表現とコミュニケーションに関する事例の研究・調査・記録
- (5)対象地域内外の相互交流促進の為の企画・コーディネート
- (6)対象地域内外の勉強会（ワークショップ・シンポジウム・視察ツアー他）の企画・運営
- (7)情報発信（ホームページ運営・出版物刊行・展覧会開催他）
- (8)写真、映像、音声などの記録、発信、及びアーカイブ
- (9)子供、高齢者、障がい者など社会的弱者に対する支援の為の調査・記録・企画・情報発信
- (10)前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第2章 社員

(法人の構成員)

第4条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第5条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(社員の資格喪失)

第6条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退社したとき。
- (2)成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4)除名されたとき。
- (5)総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 この法人の社員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

第3章 社員総会

(種類)

第9条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第10条 社員総会は、社員をもって構成する。

(決議)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書ならびにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の承認
- (7) 不可欠財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎年度10月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第17条 社員総会の議事の経過の要領及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 役員

(員数)

第18条 この法人に次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 1名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、理事会の決議で定める。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員報酬等)

第23条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、社員総会が別に定める役員等の報酬規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第24条 この法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第26条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第27条 理事会の議長は、代表理事又は代表理事が指名した理事がこれに当たる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たした時は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 計算

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第31条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第3号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

(剰余金)

第32条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第34条 この法人は、社員総会の特別決議その他法令で定める事由により解散する。

(残余財産)

第35条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、または国もしくは地方公共団体に贈与する。

第8章 公 告

(公告)

第36条 この法人の公告は、この法人のインターネットによる電磁的に掲示する方法を用いる。やむを得ない事由によって電子公告による広告をすることができない場合には主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成25年8月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第38条 この法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	海子 揮一
設立時理事	松野 久美
設立時理事	小山田 徹
設立時理事	岡 裕彦
設立時代表理事	海子 揮一
設立時監事	渡邊 武海

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第39条 この法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

宮城県名取市増田一丁目1番9号	
設立時社員	海子 揮一
東京都港区東麻布2丁目28番6号	
設立時社員	松野 久美
京都市東山区今熊野南日吉町95番地4	
設立時社員	小山田 徹
仙台市宮城野区宮千代1丁目11番地の6	シャンベール宮千代703
設立時社員	渡邊 武海
宮城県牡鹿郡女川町鷺神浜字鷺神191番地	
設立時社員	岡 裕彦

(法令の準拠)

第40条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人対話工房設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成24年 月 日

設立時社員 海子 揮一 印

設立時社員 松野 久美 印

設立時社員 小山田 徹 印

設立時社員 渡邊 武海 印

設立時社員 岡 裕彦 印